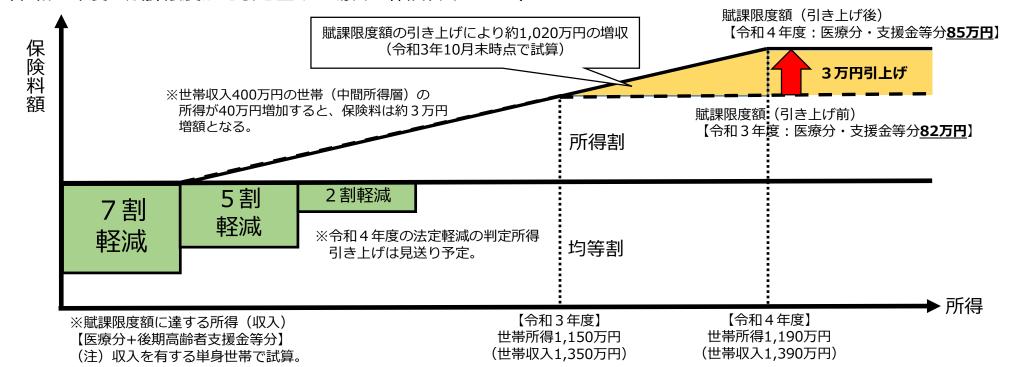
令和4年度国民健康保険料の賦課限度額の見直し(案)

資 料 2 令和4年1月28日 第4回運営協議会

- 令和3年12月に「令和4年度税制改正大綱」が決定され、令和4年度の国民健康保険料の賦課限度額が引き上げられること となった。
- 本市においても、医療給付費等の増加が見込まれる中で、<u>賦課限度額の合計額を3万円引き上げることにより、中間所得層と</u> 高所得層の引き上げ幅の公平を図る。【条例第24条関係】

(令和4年度に賦課限度額を引き上げた場合の保険料イメージ)



◆賦課限度額の引き上げ(令和4年度)

	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護 納付金分	合計
引き上げ前	63万円	19万円	17万円	99万円
引き上げ後 (引き上げ幅)	65万円 (+ 2万円)	20万円 (+ 1 万円)	17万円 (増減なし)	102万円 (+ 3万円)

◆賦課限度額該当世帯の数・割合(令和4年度(推計))

	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護 納付金分	合計		
引き上げ前世帯数	364世帯	354世帯	201世帯	919世帯		
(割合)	(1.31%)	(1.27%)	(1.63%)	(1.35%)		
引き上げ後世帯数	347世帯	324世帯	201世帯	872世帯		
(割合)	(1.25%)	(1.16%)	(1.63%)	(1.28%)		